

2020年4月吉日

生徒・保護者のみなさまへ

大阪暁光高等学校
事務長 吉崎 泰弘

2020年度 授業料等および年間諸費用の納付について

2020年度の授業料等および年間諸費用の納付について、下記の通りお知らせします。

1. 納付金の種類

① 授業料・教育充実費（以下、授業料等）

- 4期に分けて納付していただきます。
- 看護科、普通科については、国の就学支援金、大阪府支援補助金の対象となります。
- 看護専攻科については、2020年度より低所得世帯の生徒に対して大阪府が修学支援を行う予定です。詳細がわかりましたら別途ご案内します。

② 年間諸費用

- PTA会費・生徒会費・校外学習費・教材費・学習合宿費・スクールランチ費・卒業時諸費・旅行積立金・看護実習費用等の総称です。学科・コースにより費目および金額が異なります。（看護専攻科は一部費目名称が異なります）
- 残金は原則として次の学年に繰り越します（年度内に一部返金する場合があります）。
- 普通科は卒業時点で、看護科・看護専攻科は修了時点で残金が生じた場合、授業料等自動払込（引落）としてご登録いただいている「生徒名義のゆうちょ銀行口座」へ卒業（修了）後5月頃に返金します。やむを得ず不足分が生じた場合は追加分をお支払いいただきます。
- 1～3年間で、または4～5年間で兄弟姉妹がいる場合、所定の申請用紙（配付方法はHP等でご案内予定）にて申告していただくことでPTA会費の半額を減免し返金します（2020年度から取り扱いが変更になりました）。
- 国の就学支援金、大阪府支援補助金の対象ではありませんので、所得や居住地にかかわらず生徒・保護者の自己負担となります。

③ その他

- スクールバス利用料等、一部対象者に対してのみ必要となる費用については別途ご納付いただきます。

2. 納付方法

- 授業料等と年間諸費用は、下記納付日に「生徒名義のゆうちょ銀行口座」にて自動払込（引落）します。

	年間諸費用 前期	授業料等 1期	授業料等 2期	年間諸費用 後期	授業料等 3期	授業料等 4期
納付予定日	<u>4/27</u>	5/11	7/10	<u>8/25</u> <small>教育探究1,2年のみ</small>	10/12	1/12

- 4/27の年間諸費用前期および5/11の授業料等1期については、このお知らせを持って請求書に代えさせていただきます。
- 納付予定日は諸事情により変更する場合があります。万一変更となった場合はさくら連絡網およびホームページ等でお知らせします。
- 7/10授業料等2期以降については、その2週間前をめやすにLeySerプラス学費サイト（新1年生は後日ご案内予定）で通知させていただく予定です。
- 年間諸費用について、教育探究コース（1・2年）のみ4/27と8/25の分割納付となります。

3. 授業料等および年間諸費用の額

■ 授業料等（授業料＋教育充実費）4期分納 — 支援金・補助金対象

	1期	2期	3期	4期	合計
新1・2年 普通科・看護科	150,000 (142,500+7,500)	150,000 (142,500+7,500)	150,000 (142,500+7,500)	150,000 (142,500+7,500)	600,000 (570,000+30,000)
新3年 普通科	144,000 (135,000+9,000)	144,000 (135,000+9,000)	144,000 (135,000+9,000)	144,000 (135,000+9,000)	576,000 (540,000+36,000)
新3年 看護科	145,000 (137,500+7,500)	145,000 (137,500+7,500)	145,000 (137,500+7,500)	145,000 (137,500+7,500)	580,000 (550,000+30,000)
新4・5年 看護専攻科	225,000	225,000	225,000	225,000	900,000

※ 上記は支援金、補助金等による減免前の授業料等の金額です。

■ 年間諸費用（教育探究コース1・2年のみ4/27と8/25前後期分納）

その他の科・コースは4/27一括納付 — 支援金・補助金対象外

		PTA 会費	生徒 会費	校外 学習費	教材費	学習 合宿費	看護実 習費用	スクール ランチ費	卒業時 諸費	旅行 積立金	計
教育探究 コース	新1年	10,000	3,000	9,000	28,000	20,000	—	9,840	—	前期 90,000 後期 100,000	前期 169,840 後期 100,000
	新2年	10,000	3,000	9,000	28,000	—	—	—	—	前期 100,000 後期 100,000	前期 150,000 後期 100,000
	新3年	10,000	3,000	9,000	28,000	—	—	—	40,000	—	90,000
幼児教育 コース	新1年	10,000	3,000	9,000	18,000	—	—	9,840	—	60,000	109,840
	新2年	10,000	3,000	9,000	18,000	—	—	—	—	60,000	100,000
	新3年	10,000	3,000	9,000	18,000	—	—	—	40,000	—	80,000
進学総合 コース	新1年	10,000	3,000	9,000	18,000	—	—	9,840	—	60,000	109,840
	新2年	10,000	3,000	9,000	18,000	—	—	—	—	60,000	100,000
	新3年	10,000	3,000	9,000	18,000	—	—	—	40,000	—	80,000
看護科	新1年	10,000	3,000	9,000	44,000	—	30,000	9,840	—	60,000	165,840
	新2年	10,000	3,000	9,000	44,000	—	30,000	—	—	60,000	156,000
	新3年	10,000	3,000	9,000	44,000	—	30,000	—	40,000	—	136,000
看護専 攻科	新4年	10,000 (保護者会費)	3,000 (自治会費)	—	180,000	—	—	—	—	15,000	208,000
	新5年	10,000 (保護者会費)	3,000 (自治会費)	—	85,400	—	—	—	23,000	15,000	136,400

4. 授業料等一時負担軽減措置に基づく授業料等の請求および精算について（看護科・普通科）

保護者の方の経済的負担を軽減するため、授業料等の一時負担を軽減する本校独自の制度を設けています。授業料等は大阪府内の私立高等学校等の授業料無償化制度により、国の就学支援金、大阪府の支援補助金が支給され減額となります。（所得額等によって対象外となる場合があります。）

支援金・補助金の額は、国と府が前年度の親権者の課税所得等の経済情報および保護者が扶養する子どもの人数等を元に「ランク」を設定し判定します。「ランク」は国と府によって月単位で判定されますが、引っ越しや親権者の人数変更、税の更生等により変動するため、最終的な決定は毎年年度末となります。

本来ならば、支援金・補助金の額が決定するまで、保護者の方に授業料等を一時負担していただく必要がありますが、本校では、国と府が定める基準に応じて「年度当初仮ランク」を判定し、支援金・補助金の額を仮計算し、授業料等と相殺して請求いたします。これにより年収約 590 万円未満の大阪府在住の方は授業料等部分のご請求額が 0 円となる予定です。

	1 期	2 期	3 期	4 期	年計
① 授業料等 上段：新 1・2 年 中段：新 3 年看護科 下段：新 3 年普通科	150,000 円 145,000 円 144,000 円	150,000 円 145,000 円 144,000 円	150,000 円 145,000 円 144,000 円	150,000 円 145,000 円 144,000 円	600,000 円 580,000 円 576,000 円
② 就学支援金（国）	年度当初仮ランク 3ヶ月分	年度当初仮ランク 3ヶ月分	年度当初仮ランク 3ヶ月分	年間総額との 精算額	年間総額
③ 支援補助金（府）	年度当初仮ランク 3ヶ月分	年度当初仮ランク 3ヶ月分	年度当初仮ランク 3ヶ月分	年間総額との 精算額	年間総額
ご請求額	①－(②+③)	①－(②+③)	①－(②+③)	年間総負担額との 精算額	年間総負担額

- 原則として大阪府外在住の方は大阪府支援補助金を受けることができません。
- 1 期～3 期は「年度当初仮ランク」を元にご請求額を算出するため、引っ越し、親権者の人数、兄弟姉妹の状況等に変更があると、請求額と本来の負担額に差異が生じる場合があります。すべて 4 期請求時に精算させていただきますのでご了承ください。
- 4 期請求時に就学支援金（国）と支援補助金（府）の年間総額を精査し、それまでの納付額が不足している場合は追徴、過納となっている場合は還付します。
- 「保護者が扶養する子どもの人数」は、新 1 年生については入学手続き時にご申告いただいた人数で、新 2・3 年生については前年度の扶養する子どもの人数で「年度当初仮ランク」を判定します。最終的に認められた「保護者が扶養する子どもの人数」と差異があった場合は 4 期にご精算となります。
- 大阪府の支援補助金は毎年 10 月 1 日に大阪府に在住し、かつ本校に在籍していることが条件となります。4 月 1 日～9 月 30 日までに転退学等した場合はさかのぼって大阪府支援補助金分を負担していただきます。ご注意ください。
- 転退学等により本校の籍がなくなる時期によって、就学支援金（国）・支援補助金（府）を受けられない月が発生した場合は、その月数の授業料等は生徒・保護者のご負担となります。
- 新 1・2 年生と新 3 年生は制度の内容が異なるため、親権者が扶養する子どもの人数等の判定方法等が異なります。詳しくは大阪府庁のホームページをご覧ください。（兄弟姉妹が高等学校等に在学している世帯は特にご注意ください）
- 看護専攻科は低所得世帯の生徒に対する大阪府の修学支援の内容が明らかになっていないため、一旦全額請求となります。後日詳細が分かり受給できることになった場合は、お届けの生徒名義のゆうちょ銀行口座に差額分を返金させていただきます。

5. 就学支援金・支援補助金・授業料等生徒・保護者の年間負担額めやす（看護科・普通科）

2020年度および2019年度入学生（主に新1・2年生）普通科・看護科共通

年収めやす	所得割額計	扶養子人数	就学支援金(国)	支援補助金(府)	大阪府内在住者		大阪府外在住者	
					年度当初仮ランク	年間負担額	年度当初仮ランク	年間負担額
生活保護	0円	不問	396,000円	204,000円	府20S	0円	県20S	204,000円
非課税	0円	不問	396,000円	204,000円	府20H	0円	県20H	204,000円
590万円未満	257,500円未満	不問	396,000円	204,000円	府20A	0円	県20A	204,000円
800万円未満	418,500円未満	3人	118,800円	481,200円	府20B3	0円	県20B	481,200円
		2人	118,800円	381,200円	府20B2	100,000円	県20B	481,200円
		1人	118,800円	281,200円	府20B1	200,000円	県20B	481,200円
910万円未満	507,000円未満	3人	118,800円	381,200円	府20C2	100,000円	県20C	481,200円
		2人	118,800円	181,200円	府20C1	300,000円	県20C	481,200円
		1人	118,800円	0円	府20府外	481,200円	県20C	481,200円
910万円以上	507,000円以上	不問	0円	0円	府20国外	600,000円	県20国外	600,000円
申請しない		不問	0円	0円	府20なし	600,000円	県20なし	600,000円

※上記ランクは2020年度入学生のもので、2019年度入学生は「20」の部分が「19」となります

2018年度入学生（主に新3年生）看護科（上段）・普通科（下段）共通

年収めやす	所得割額計	扶養子人数	就学支援金(国)	支援補助金(府)	大阪府内在住者		大阪府外在住者	
					年度当初仮ランク	年間負担額	年度当初仮ランク	年間負担額
生活保護	0円	不問	396,000円	184,000円 180,000円	府18S	0円	県18S	184,000円 180,000円
非課税	0円	不問	396,000円	184,000円 180,000円	府18H	0円	県18H	184,000円 180,000円
590万円未満	257,500円未満	不問	396,000円	184,000円 180,000円	府18A	0円	県18A	184,000円 180,000円
800万円未満	418,500円未満	3人以上	118,800円	361,200円 357,200円	府18B2	100,000円	県18B	461,200円 457,200円
		2人以下	118,800円	261,200円 257,200円	府18B1	200,000円	県18B	461,200円 457,200円
910万円未満	507,000円未満	3人以上	118,800円	261,200円 257,200円	府18C	200,000円	県18C	461,200円 457,200円
		2人以下	118,800円	0円	府18府外	461,200円 457,200円	県18C	461,200円 457,200円
910万円以上	507,000円以上	不問	0円	0円	府18国外	580,000円 576,000円	県18国外	580,000円 576,000円
申請しない		不問	0円	0円	府18なし	580,000円 576,000円	県18なし	580,000円 576,000円

- 年収めやすは、夫婦のどちらか一方が働き、高校生1人（16歳以上）、中学生1人の4人世帯の場合のもので、実際は、2020年4~6月については親権者全員の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合計額で、2020年7月以降は親権者全員の課税所得額により判定されます。
- 「府外（ふがい）」は「府の補助金対象外」の意味で、「大阪府外」という意味ではありません。また「国外（くがいに）」は「国の支援対象外」という意味で「こくがい」という意味ではありません。
- 新1・2年生と新3年生は制度の内容が異なるため、親権者が扶養する子どもの人数等の判定方法等が異なります。詳しくは大阪府庁のホームページをご覧ください。（兄弟姉妹が高等学校等に在学している世帯は特にご注意ください）
- 年間諸費用および授業料等1期~4期の予定請求額は、同封の「2020年度 年間請求予定額のお知らせ」をご参照下さい。